

第1種の過誤・第2種の過誤 統計学の教科書をひもとくと、統計理論にもとづく判定の正否について、2通りの誤りを犯す可能性があることを説いている。たとえば、抜取検査などにより製品の良否を判定する場合、良品であるものを不良品と判定してしまう誤りを第1種の過誤、不良品であるものを見のがして良品と判定する誤りを第2種の過誤とよんでいることは、ご承知のとおりである。

このような対立した誤びゅうを犯す危険性をもった仕事というのは世の中にはいろいろあるものである。たとえば文献検索は、文献の内容を表わすキーワードをつけてユーザーの調べたい文献を選び出すことを目的としたシステムであるが、ユーザーが必要とする文献が選にもれることが第1種の過誤であり、ユーザーの必要としない文献が選出されることが第2種の過誤であると言える。

裁判という仕事も、まさにこの範ちゅうに入る重大な仕事であるはずである。すなわち、犯罪責任者を無罪とする場合を第1種の過誤とするなら、罪の責任のない者を有罪と判定する場合を第2種の過誤といえることができる。

われわれにとって法とはなにか 僕は法律には無縁の人間だが、法の素人である一般人にとって法とは何であるかを考えてみよう。法とは、各人が安全にして豊かな生活を営む場において、その秩序を守るためにそれぞれが(個人・法人・国家などの別があろうが)守るべき行動の規範を示したものと受け取ることにしよう。ひとくちに社会生活といっても、きわめて広範な活動範囲があるから、法令・条例等はそれらをもれなく包含しなくてはならず、うちに矛盾がないかどうか、条文をどう解釈するかなどに関して複雑な問題が生じることとなる。

さて、法を運用するということは、次のように要約できるだろう。恣意的に法の規範を越えて社会秩序を乱した者——たとえば地位を悪用して私欲を満たしたり、理由なく他人の物を奪ったり他人を殺傷したりした者——を、できるだけ早急に発見し、社会に迷惑をおよぼした程度を査定し、それに応じた制裁を処して他へのいましめとする。

法の運用における第2種の過誤 法の運用に関して行政機関はどういうことをするのだろうか。(i)まず恣意的に社会秩序を乱す行為をしたと疑われる人物(法人を含む)を摘発する。(ii)法を犯した事実を確定する。(iii)適用すべき法令を選定する。(iv)その解釈と適用。という手順をふむことになろう。よく考えてみれば、上の(i)～(iv)の手順のそれぞれにおいて誤差——それもかなり大きな誤差が生じる可能性があり、しかもその誤差は、政治権力のポリシーによって相当程度の制御が可能であり長年にわたってそのようななされてきたという恐ろしい事態に気がつく。

いまここで、手順(ii)を考えてみることにする。われわれ素人の間でもよく知られている「疑わしきは罰せず」という原則は、(ii)における第2種の過誤を最小化しようとするポリシーに他ならない。このポリシーによってどんなデメリットが生じるだろうか。たとえば現在進行中のロッキード裁判を例にとろう。何年前かにテレビで延々と写し出された国会尋問、そしていま裁判所に場所を移して展開されている議論は、大部分が(ii)に属する作業であり、疑わしきは罰せずのポリシーにのっとり(一見厳密)に処理を続けているのだと考えてよからう。

ロッキード裁判における第2種の過誤を最小化するポリシーがもたらすデメリットを考えてみよう。まずその経費がばう大なこと。検察・弁護士・裁判官という直接関係者の人件費ばかりでなく、報道機関等のリソースをもつごく消費してきた。次に時間がかかりすぎること。(ii)の結論だけ出すために数年を費やすようでは、秩序を乱した当事者はその間に政治活動・社会活動を続行するので、制裁の効果がほとんどないに等しい。

ここでいちおうの結論をのべよう。法の運用も、第1種、第2種の過誤のバランスをよく考え、国家・社会全体の見地から最小の費用で最高秩序を守るようなポリシーをうち立てるべきではなからうか。ロッキード裁判のような後ろ向きな仕事に、国家的リソースを浪費すべきでなく、当事者を早急に応分の罰に処することが、善意の国民の益を守り、社会秩序を保つ道だと思ふのだが。

S・Q・